

平成二年農林水産省令第十八号

森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則

森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第六条第一項並びに第三項第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（森林経営計画の対象とする森林の基準）

第一条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項の農林水産省令で定める基準は、その森林の面積がおおむね三十ヘクタール（森林法施行規則（昭和二十一年農林省令第五十四号）第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林にあっては、五ヘクタール）以上であり、かつ、その森林が集団的に存在しているものであることとする。

（森林保健施設の総量規制）

第二条 法第六条第三項第二号の農林水産省令で定める比率は、付録第一の算式により算定される比率とする。

第三条 前項の比率は、対象森林（法第六条第一項に規定する対象森林をいう。以下同じ。）が地勢その他の条件を考慮して小流域（おおむね五十ヘクタールの面積を有する流域をいう。）別に分ける場合には、当該小流域ごとに適用する。

（技術的基準）

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月一三日農林水産省令第七六号）抄

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月一九日農林水産省令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年二月二六日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

事項	基準
一 森林の施業の方法	森林皆伐以外の方法とする。ただし、次に掲げる場合には、この限りではない。
(一) 病虫害、火災、気象上の原因による灾害その他の災害により損害を受けた森林を整備する場合	(二) この項の(一)に掲げる場合以外の場合で次に掲げる要件の全てを満たすとき
	イ 立木を伐採する箇所の面積が一ヘクタール以下であり、かつ、立木を伐採する面積の合計が付録第二の算式により算出される面積以下であること。
	ロ 立木を伐採する箇所と立木を伐採する箇所又は立木を伐採する箇所と法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設（遊歩道及びこれに類する施設（以下「遊歩道等」という。）を除く。以下この表において「施設」という。）との距離が五十メートル（当該施設の区域内に建築物（その建築面積が五百平方メートル以上のものに限る。）がある場合は、百メートル）以上であること。

ハ 立木を伐採する箇所から五十メートル以下の距離にある森林の林齢が十五年以上であること。

二 整備（二）設置の場所
（二）設置に係る傾斜度
（二）設置に係る面積
（二）設置に係る樹冠疎密度

（二）設置に係る樹冠疎密度（森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行令（平成二年政令第一百十三号）第一号から第四号までに掲げる施設の保全上必要な施設をいう。）を除く。

（二）設置に係る樹冠疎密度（この項の(二)のロにおいて同一。）の区域内の土地について、非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。以下同じ。）で利用しようとする場合には、当該土地の傾斜度は十五度未満とする。

（二）設置に係る樹冠疎密度（この項の(二)のロにおいて同一。）の区域内の土地について、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。以下同じ。）で利用しようとする場合には、当該土地の傾斜度は十五度未満とする。

<p>四 整備</p> <p>施設と施設との距離は、五十メートル以上とする。ただし、いざれかの施設の区域内に、</p> <p>ようと施設（その建築面積が五百平方メートル以上のものに限る。）を建築しようとするとときの配置する施設又は当該建築物があるときは、施設と施設との距離は百メートル以上とする。</p>
<p>五 整備</p> <p>(一) 施設に係る建築物の高さ</p> <p>しようと施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の五第二項第二号の標準伐期齢をいう。以下同じ。）に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあっては、その樹高）をいう。）未満とする。</p> <p>(二) 施設の整備に伴う切土の高さ及び盛土の高さ</p> <p>施設（遊歩道等を含む。この項の（三）において同じ。）の整備に伴う切土又は盛土の高さは、四メートル未満とする。</p> <p>(三) その他</p> <p>施設の区域内の土地を舗装する場合には、当該施設に係る地表水の浸透及び排水処理に配慮したことその他の森林の保全に配慮したこととする。</p>

付録第一
(第二条関係)

$$(M A_i + M B_i) / (\Sigma A_i / 0.1 + M B_i / 0.3)$$

A_iは、その区域内の土地について非植生状態で利用する森林保健施設（法第二条第二項第二号

に規定する森林保健施設をいう。以下同じ。）の面積

B_iは、その区域内の土地について植生状態で利用する森林保健施設の面積

付録第二
(別表関係)

$$(C - D / r) \times t / U$$

Cは、当該対象森林の面積

Dは、当該森林保健施設の面積

rは、当該対象森林について付録第一の算式により算定される比率

tは、法第六条第一項前段の規定により森林經營計画の認定を受けた者にあっては変更後の当該

森林經營計画の期間 同項後段の規定により森林經營計画の認定を受けた者にあっては五年

Uは、当該対象森林の面積に対する各樹種の占有面積の割合に当該樹種の標準伐期齢を乗じて得た数値の総和